序章 大町市都市計画マスタープランの改定にあたって

1. 都市計画マスタープランとは

都市計画マスタープラン（都市計画法第 18 条の 2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」）は、市町村が、市民の意見を反映して、将来のまちのあるべき姿やまちづくりの基本的方向性を示すものです。

2. 都市計画マスタープランの位置付け

大町市都市計画マスタープランは、国や県の広域計画との整合を図るとともに、県の策定する「大町都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（区域マス）」、市の基本構想を定めた「大町市第 4 次総合計画」、「第 3 次大町市国土利用計画」などに即するものとして位置付けられます。

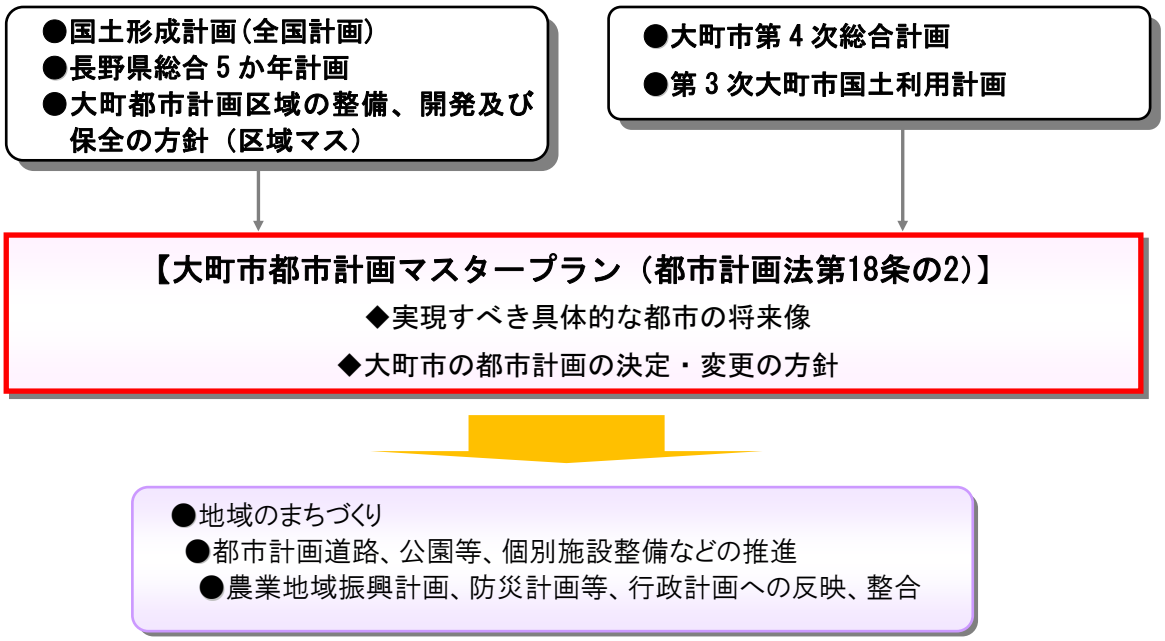

図. 大町市都市計画マスタープランの位置付け

3. 都市計画マスタープラン改定の背景と目的

大町市は、平成 15 年に策定した「大町市都市計画マスタープラン」に基づき、都市計画的視点からのまちづくりを進めてきました。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢社会の進展、地震や集中豪雨などによる防災意識の高まり、八坂村、美麻村の編入合併など、市を取り巻く社会状況の変化への対応や、平成 18 年に改正された「まちづくり三法」など都市計画に関連する法制度、また平成 19 年に策定された「大町市第 4 次総合計画」との整合など、新たなまちづくりの基本的方向性を明らかにするため、今回改定を行うものです。

4. 大町市都市計画マスタープランの構成

大町市都市計画マスタープランは、市の現状と課題を踏まえ、市の将来像やまちづくりの目標、都市整備の方針などを示す「全体構想」と、各地区の特性に応じたまちづくりの方針を示す「地区別構想」、それぞれの構想実現に向けた施策を示す「都市計画制度の運用方法、実現化方策の検討」により構成します。

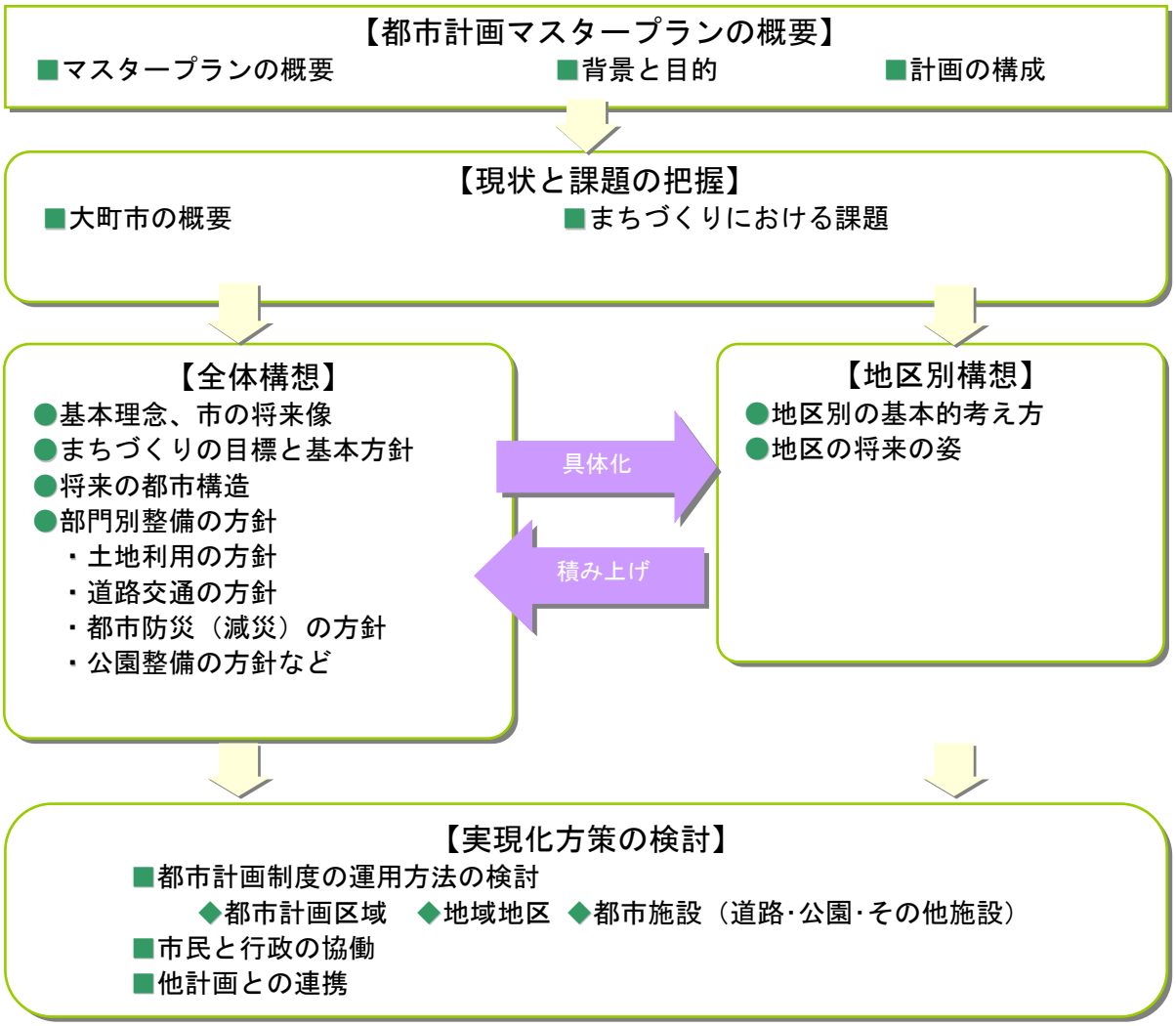

図. 都市計画マスタープランの構成

5. 目標年次

本計画の目標年次は、平成 25 年を基準年として、おおむね 20 年後の平成 45 年（2033 年）とします。また、個別の施策内容については、おおむね 10 年後の平成 35 年（2023 年）を目標とします。

なお、計画の推進にあたっては、社会経済や周辺都市の動向、上位計画に定める基本理念・基本目標のほか市民の意向等に十分配慮し、適切な段階で見直しを行うものとします。